

特別定額給付金 に関するお知らせ

～国からひとり10万円が
支給されます～

【問い合わせはこちら】

昭島市特別定額給付金コールセンター

☎042-500-0567

平日の午前9時～午後5時15分

（5月18日～6月19日のみ、平日の午前9時～午後8時、及び、土・日曜日の午前9時～午後5時）

申請書を送付します

新型コロナウイルスの感染拡大で影響を受けている家計への支援を行うため、国から特別定額給付金が支給されます。

右の封筒で、5月25日に申請書を発送する予定です。5月28日を過ぎても届かない方は、昭島市特別定額給付金コールセンターへ問い合わせください。

詳しくは、5月5日発行の「特別定額給付金 特集号」や、申請書に同封するお知らせを確認してください。

特別定額給付金についてよくある質問は、右ページのQ&Aをご覧ください。



※別の封筒で申請書が届いた場合は、詐欺の可能性がありますので、注意してください。

郵送での申請は5月28日から受け付けます

下の返信用封筒に、①・②・③の書類を同封し、市へ返送してください。

① 市から送付した申請書

② 振り込み先の金融機関口座が確認できる書類(写し)

□座名義人(カタカナ)・金融機関名・支店名、□座番号が分かる、通帳またはキャッシュカードの写し

〇〇銀行 支店番号 □座番号
〇〇支店 123 1234567

アキシマ タロウ 様

〇〇銀行 キャッシュカード

支店番号123
□座番号1234567
アキシマ タロウ

通帳は表紙裏の部分、キャッシュカードは表面をコピーしてください

③ 申請者本人を確認できる書類(写し)

運転免許証・健康保険証・年金手帳のいずれかの写し

マイナンバーカード(マイナンバーが記載されていない面)の写し

または

※別の返信用封筒が届いた場合は、詐欺の可能性がありますので、注意してください。

オンライン申請

マイナンバーカードをお持ちの方が利用できます。マイナポータルから振り込み先口座を入力した上で、振り込み先口座の確認書類をアップロードします。電子署名により本人確認を行いますので、運転免許

証などの本人確認書類は不要です。

なお、オンライン申請の受け付けについては、市ホームページをご覧ください。

給付金に関するQ&A

■給付金はどのような人がもらえるのですか

基準日(令和2年4月27日)において、昭島市の住民基本台帳に記載されている方が対象です。その方の属する世帯の世帯主にまとめて支給します。

■振り込み先口座は、家族の名義であれば、誰の口座でもよいのですか

振り込み先口座として指定できる口座は、世帯主名義の口座のみです。口座がない方は、昭島市特別定額給付金コールセンターへ相談してください。

■世帯構成員ごとに、給付金の振り込み先口座を分けることはできますか

特別定額給付金は、世帯主名義の口座のみに振り

込まれます。振り込み先口座を世帯構成員ごとに分けることはできません。

■申請の手続きは、すぐに行わないといけませんか
申請期限は、郵送申請の受け付け開始日から3か月以内とされていますので、期限内に申請をお願いします。

■特別定額給付金を市に寄附したいのですが、どのようにしたらよいですか

特別定額給付金を寄附される場合であっても、世帯主名義以外の口座への振り込みはできませんので、いったん、特別定額給付金を受け取ってから寄附してください。

子育て世帯への臨時特別給付金

生活支援のため、一時金を支給します。

申請は不要です。ただし、公務員の方は申請が必要です。申請は不要です。ただし、公務員の方は申請が必要です。

支給日などについて詳しくは、決まり次第、対象世帯に通知します。

◇対象 令和2年3・4月分の児童手当を受給した方
※特例給付の方を除きます。

◇支給額 対象児童1人につき1万円

◎3月31日以降に、児童手当の振り込み口座を解約した、または、変更した方へ

12月末までに必ず口座を指定してください。指定口座へ振り込みできない場合は、支給されません。

◎支給を希望しない方へ

通知に同封する受給拒否の届出書を、6月10日までに市役所手当・医療助成係へ郵送してください。

☆詳しくは、手当・医療助成係へ。

仕事、生活資金などに関する相談はこちら

下の表の各担当で相談を受け付けています。このほか、新型コロナウイルス感染症に関する相談は、8ページをご覧ください。

内容	担当部署など	電話番号	日時
国からの持続化給付金(感染拡大により特に大きな影響を受けた事業者向け)	経済産業省中小企業金融・給付金相談窓口	0570-783183	午前9時～午後5時(毎日)
東京都 感染拡大防止協力金(都から営業の休止・時間短縮の要請などを受けた事業者向け)	東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター	03-5388-0567	午前9時～午後7時(毎日)
昭島市 緊急対策事業資金融資あっせん制度(売り上げが減少している昭島市の事業者向け)	昭島市産業活性課産業振興係	042-544-4134	平日の午前8時30分～午後5時15分
昭島市商工会 新型コロナウイルス対策マル経融資(小規模事業者経営改善資金)	昭島市商工会	042-543-8186	平日の午前9時～午後5時
昭島市社会福祉協議会 生活福祉資金制度の特例貸し付け	昭島市社会福祉協議会	042-544-0388	平日の午前8時30分～午後5時15分
有給休暇、休業に関する賃金の支払い、退職、解雇、新型コロナウイルスに関連したハラスメント	東京都労働相談情報センター(東京都ろうどう110番)	0570-00-6110	*平日の午前9時～午後8時 *土曜日の午前9時～午後5時
労務、労働条件	東京労働局総合労働相談コーナー	03-3512-1608	平日の午前9時～午後5時
特別休暇制度の導入支援	厚生労働省の相談窓口	03-6867-0211	平日の午前9時～午後5時
中小企業従業員向けの生活資金融資	東京都産業労働局労働環境課	03-5320-4653	平日の午前9時～正午、午後1時～5時
中小企業の資金繰り	東京都産業労働局金融課	03-5320-4877	平日の午前9時～午後5時
雇用調整助成金関係、事業所の助成金(休業)	東京労働局ハローワーク助成金事務センター	03-5337-7418	平日の午前9時～午後5時
	学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金相談コールセンター	0120-60-3999	午前9時～午後9時(毎日)
小学校等の臨時休業等に伴う保護者の休暇取得支援(新たな助成金制度)	学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金相談コールセンター	0120-60-3999	午前9時～午後9時(毎日)
収入の減少、仕事、住宅など生活に関すること	昭島市くらし・しごとサポートセンター	042-519-2033	平日の午前8時30分～午後5時15分